

※印付きの学科は、指定学科となるための履修条件があります。

(7) 2年未満の職業訓練で実務経験として認められている訓練課程・訓練科について

- ① 表紙(1)～(6)に該当する指定学科を卒業(修了)した方も、(7)に該当する訓練施設を修了した場合はその期間を実務経験に算入することができます。
- ② 職業訓練施設により実務経験として認められている訓練課程・訓練科
(注) 下表に当てはまらない職業訓練施設は、この検定では実務経験としては認められません。
- ③ 該当する職業訓練を修了された方は、「卒業証明書」又は「修了証明書」が必要です。
ただし、「修了証明書」が発行されていない訓練施設は、「修了証書の写し」を添付してください。

訓練施設名	訓練課程・訓練科	訓練期間☆
※令和7年3月7日現在までに該当の認定はありません。		

☆ただし、必要な実務経験年数の3分の2まで算入可能とする。